

【調査票】 令和5年度に開発許可を取得した開発事業における無電柱化の実施状況等調査

令和5年度に開発許可を取得した方へ小田原市からのお願い

平素より、開発許可制度の適正な執行にご理解、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

このたび、小田原市では、無電柱化の推進に関して、都市計画法に基づく開発行為が行われる開発区域内における無電柱化の現状を把握するための調査を行うことと致しました。調査の目的や対象は以下のとおりとなりますので、業務ご多忙の折誠に恐縮ですが、格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【調査の目的】

平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）」に基づき、都市計画法第29条に規定する許可（開発許可）を受けて行う開発行為等により道路整備が実施される場合には、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び撤去すること）が求められています。

そのため、小田原市では、開発許可を受けて行う開発行為における無電柱化の実施状況等を把握することを目的として、本調査を実施するものです。

【調査の対象】

本調査は、**令和5年度に開発許可を取得した開発行為を対象**として、開発区域内における開発道路の整備状況や無電柱化の実施状況等についてお伺いいたしますので、以下の質問にご回答ください。

【回答内容の取扱い】

お答えいただいた内容は、本調査の趣旨に基づいて統計的に処理されますので、個々の回答内容が他の用途で利用・公表されることは一切ありませんので、ぜひ調査にご協力をお願いいたします。

1. 開発許可を取得した開発事業の概要

Q1-1 ご回答者様の情報を教えてください。

■ 回答欄（自由記述です）			
Q1-1-1	「事業主名」を記述ください。→		解答欄に記述

Q1-2 回答対象となる開発事業における全体事業費を教えてください。
また、予定建築物として戸建住宅の販売を予定している場合、1戸あたりの予定販売価格（建築物、土地代全て含む）を教えてください。

■ 回答欄（自由記述です）			
Q1-2-1	「全体事業費」を記述ください。→	千円	解答欄に記述
Q1-2-2	「戸当たり予定販売価格」を記述ください。→ ※建築物や土地代等を全て含んだ予定販売価格を記述してください。	千円	戸建住宅の場合 解答欄に記述

2. 開発事業における「2年前通知」の取扱状況等

Q2-1 本開発事業にあたり、下記に示す「2年前通知」の取り扱いについて知っていましたか。

道路事業においては、無電柱化に当たり道路を掘削する工事に着手する2年前までに、本工事が実施される旨を、道路事業者から関係事業者（電力・通信会社など）あてに通知することとされています。
開発事業においても道路事業と同様に、無電柱化に当たり、道路を掘削する工事に着手する2年前までに、本工事を実施する旨の通知を開発許可申請者から関係事業者に対して行うことが必要となることについて、国土交通省から開発許可権者に対して通知（「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について」（令和2年3月19日付国都計第133号））するとともに、宅建業協会等の関連業界団体に対して加盟各社に対する周知をお願いしています。

■ 回答欄（プルダウンです）				
Q2-1-1	※単一回答	a	b	判定
				a～bから 1つ選択

a	「2年前通知」の取り扱いについて知っている
b	「2年前通知」の取り扱いについて知らない

Q2-2 本開発事業において、関係事業者へ2年前通知を送付しましたか。

■ 回答欄（プルダウンです）				
Q2-2-1	※単一回答	a	b	判定
				a～bから 1つ選択

a	関係事業者に「2年前通知」を送付した
b	関係事業者に「2年前通知」を送付していない

3. 開発事業における無電柱化の判断基準

Q3-1 開発事業において、無電柱化を実施する場合の「判断基準」となる無電柱化に係る費用を教えてください。

無電柱化には、一戸当たり150～250万円程度が必要であるとされているが、事業主として無電柱化にどの程度の費用負担であれば応じられると考えているか、当該地での想定による一戸当たりの判断基準をお聞きするものです。

■ 回答欄（自由記述です）				
Q3-1-1	無電柱化実施の判断基準となる、「無電柱化に係る費用の戸当たり単価」を記述ください。→		円/戸	解答欄に 記述
Q3-1-2	無電柱化実施の判断基準となる、「無電柱化に係る費用の全体事業費に占める割合」を記述ください。→		%	解答欄に 記述

Q3-2 本開発事業において、無電柱化を検討・実施しましたか。

■ 回答欄（プルダウンです）					
Q3-2-1	※単一回答	a	b	c	判定
					a～cから 1つを選択

a	無電柱化した又は無電柱化する予定
b	検討したが、無電柱化しなかった又は無電柱化しない予定
c	検討しなかった

Q3-3 本開発事業において、無電柱化への足かせとなる懸念事項を教えてください。

■回答欄(プルダウン(一部自由記述)です)								
		a	b	c	d	e	f	g
Q3-3-1	※複数回答可							
		h	i	j	k			
						a~kから 複数選択		
Q3-3-2	「k その他」を選択した場合、その具体的内容を記述ください→							

a	無電柱化コストが高く、事業採算性が確保できないことが想定される
b	無電柱化による工期延長が想定される
c	2年前通知が間に合わないため(無電柱化の協議に1~2年程度必要とされるため)
d	開発区域の周辺が無電柱化されていないため
e	無電柱化による資産価値の上昇が見込めないため
f	無電柱化に伴う地上機器の設置場所が確保できないため
g	開発許可権者(市)から無電柱化を指導されなかったため(指導があれば応じた)
h	事業規模が小さく、無電柱化のメリットがないため
i	自社の無電柱化のノウハウが不足していたため
j	周辺住民の理解が得られないことが想定されるため
k	その他

4. その他

Q4-1 今後も引き続き、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から無電柱化の推進に積極的に取り組んでいくこととしています。
無電柱化の推進に関して、現状における問題点や解決策、国及び本市に期待すること、御社等における無電柱化の工夫等がございましたら、お聞かせください。

質問は以上です。調査にご協力賜り、誠にありがとうございました。
質問内容等について確認が必要な場合には、お手数ですが小田原市開発審査課担当者へお問い合わせ願います。

○調査票の質問内容に関する問合せ先

小田原市開発審査課 開発相談係
Tel 0465-33-1413